

告示

埼玉県告示第百八十一号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

鳩山町	市町村	土地の区域	予定建築物の用途
		大字今宿の一部	
			流通業務・工業施設

二 変更年月日

令和四年二月十六日